

企業立地促進に関する助成金の要件を緩和しました

【津久見市企業立地促進条例】

今回、市外からの企業誘致、事業所の新設・規模拡大等による設備投資、新規雇用の創出、社宅整備による住環境整備を推進し、産業振興を図ることを目的とする「津久見市企業立地促進条例」を一部改正し、助成措置の要件を緩和しました。

【助成の種類・措置要件・内容等】

	助成措置の要件	助成内容
設備投資助成金 雇用促進助成金 ※下線部分が変更点	【事業所の立地(平成30年4月1日以降の操業開始で、その資産の取得の日から操業開始日までの期間が3年以内となる場合)】 事業所の新設や規模拡大等で事業者区分に応じて、下記要件に該当する場合、助成金の対象となります。 ①資本金の額が1億円超である法人の場合 設備投資額(家屋・償却資産)+用地取得費の合計が2,000万円超、新規雇用従業者が3人以上で1年以上継続雇用 ②資本金の額が5,000万円超1億円以下である法人の場合 設備投資額(家屋・償却資産)+用地取得費の合計が1,000万円超、新規雇用従業者が2人以上で1年以上継続雇用 ③資本金の額が5,000万円以下である法人または個人の場合 設備投資額(家屋・償却資産)+用地取得費の合計が500万円超、新規雇用従業者が1人以上で1年以上継続雇用 【新規雇用従業者(事業所の立地に伴い市内の事業所において新たに雇用された従業者)】 下記要件の両方に該当する新規雇用従業者が助成金の対象となります。 ①操業開始日から新たに1年を超えて就業し雇用保険法の適用を受け、かつ、労働者名簿に記載されている者で市内に住所を有する者 ②従来から雇用している従業者数(操業開始日の6月前時点)からの増加分を対象(同一事業所内での配置換え、関連会社からの雇用、代表権を持つ会社役員及び短時間労働者を除く。)	(設備投資助成金) 設備投資額×5%×最大3年間 (上限300万円/年) ※用地取得費は対象としません。 (雇用促進助成金) 雇用期間1年間の新規雇用従業者1名×30万円×最大3年間 (上限300万円/年)
社宅整備助成金 ※従来どおり	【社宅整備(平成30年4月1日以降に整備が完了した社宅)】 下記のすべての要件に該当する社宅が助成金の対象となります。 ①法人格を有する事業者または法人の代表権を有する役員からの申請である ②社宅整備費+用地取得費の合計が5,000万円超、4世帯以上が入居可能な社宅の新設または増設 ③社宅全戸数の2分の1以上に、市内在住の従業者または市外から転入した従業者が入居	(社宅整備助成金) 社宅整備費×5%×(50%・100%)×最大3年間(上限150万円・300万円/年) ※市外から転入した従業者の入居状況により、助成金の割合、上限額が変動します。 ※用地取得費は対象としません。

※3つの助成金は重複して受けることができますが、1事業者に対して上限額は500万円/年となります。

※対象となる業種や設備投資、新規雇用、社宅整備、助成内容、申請書類等の詳細については、津久見市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】津久見市 商工観光・定住推進課 TEL:0972-82-9542

津久見市
ホームページ

